

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱

〔平成23年3月25日〕
要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、南予産材を使用し、市内に新たに住宅を建築しようとする者に対し、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、南予産材の需要拡大及び木造住宅の建築並びに定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「南予産材」とは、南予地域（八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊方町、内子町、松野町、鬼北町及び愛南町の4市5町）の森林から生産され、同地域の製材所で加工された木材をいう。

2 この要綱において「主要部材」とは、土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木及び板類をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号すべてに該当する住宅とする。ただし、賃貸住宅を除く。

- (1) 在来工法（軸組工法）により南予産材を住宅の主要部材に用いて、その体積の60パーセント以上を使用して建築し、かつ、住宅部分の床面積が66平方メートル以上の木造住宅
- (2) 八幡浜市内に本店を有する法人、八幡浜市内に居住する大工又は八幡浜市内で経営している工務店（以下「施工者」という。）により建築される木造住宅
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令等をみたしている木造住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、市税等の滞納がない者とする。

- (1) 居住するために八幡浜市内に補助対象住宅を新たに建築する者
- (2) 居住するために八幡浜市内に新たに建築された補助対象住宅を購入する

者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象住宅に使用された南予産材の体積に対し、別表に定める単価を乗じて得た額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(計画の承認申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象住宅の建築に着手する前に八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業計画承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2号に該当する場合においては、施工者が当該申請を行うものとする。

(計画の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適否を決定し、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業計画承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により計画の承認を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付申請書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、計画承認後3年以内又は本制度が廃止される日のいずれか早いときまでに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更し、補助金交付決定額に変更が生じるときは、あらかじめ八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金変更承認申請書(様式第

5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない

(補助事業の中止及び廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了届)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業完了届(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する事業完了届を受理したときは、その内容を審査し、所定の検査を行い、適当と認めたときは、補助金額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要がある場合は、補助事業者には是正措置を命ずることができる。

(補助金の請求)

第14条 前条第1項の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金請求書(様式第11号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により補助金請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第16条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正な行為があったとき。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	単価（円/m ³ ）	限度額（円）
第4条に該当する者が建築又は購入する場合	15,000	500,000
第4条に該当する者のうち、八幡浜市又は八幡浜市土地開発公社から購入した土地に建築する場合若しくは八幡浜市又は八幡浜市土地開発公社の土地に新たに建築された補助対象住宅を購入する場合	30,000	1,000,000

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業計画承認申請書

平成 年 月 日

八幡浜市長

様

住 所

氏 名

印

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、申請いたします。

記

住宅の概要	住宅の建築場所	八幡浜市		
	規模	建て方	<input type="checkbox"/> 平屋建	<input type="checkbox"/> 2階建
		延べ床面積	㎡	
	用途	住宅以外の用途を、 <input type="checkbox"/> 含む（ ㎡） <input type="checkbox"/> 含まない (用途：)		
	建築予定年月	年 月		
事業費見積額	円			
添付図書	1 事業計画書（別紙1） 2 南予産材使用率計算書（別紙2） 3 確認通知書の写し 4 概略平面図 5 付近見取図 6 見積書 7 その他（ ）			

※太線枠内に記入してください。

※受付チェック欄（申請者の方は下欄には記入しないで下さい）

規模要件		建築年月	添付書類	市受付印
建て方	用途			
<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 適	
<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	

様式第2号（第7条関係）

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業計画承認書

平成 年 月 日

様

八幡浜市長 大 城 一 郎

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、申請のあった計画については、下記のとおり承認いたします。

記

受付番号・年月日	
申請者	
施工予定業者名	
計画の内容 住宅の概要	

様式第3号（第8条関係）

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付申請書

年 月 日

八幡浜市長

様

住 所

氏 名

印

年 月 日 付で、計画承認のあった事業について、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第8条により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 南予産材使用率計算書（別紙2）
- 3 南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金計算書

南予産材使用量（B）	補助単価	補 助 金
（m ³ ）	（円/m ³ ）	（円）

（注）補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

- 4 建築現場位置図・納税証明（現年度及び過年度分）
- 5 その他市長が必要と認める書類

(別紙1)

事業計画(変更・実績)書

1 事業計画(変更・実績)

(1) 主要部材

- | | | |
|------------|-----|--------|
| ①木材使用予定数量 | (A) | 立方メートル |
| ②南予産材使用予定量 | (B) | 立方メートル |
| ③南予産材予定使用率 | (C) | パーセント |

(2) 住宅の予定延べ床面積

平方メートル

2 住宅の建築場所

3 工事着工予定年月日 年 月 日

4 工事完了予定年月日 年 月 日

5 施工予定業者

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号 () -

6 南予産材納品予定製材業者

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号 () -

7 南予産材木材購入予定原木市場等

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号 () -

(別紙2)

南予産材使用率計算書(計画・変更・実績)

	部 材 名	南予産材 (m ³)	南予産材 以外(m ³)	合計(m ³)	南予産材 使用率(%)
主 要 部 材	土台・大引・根太				
	柱(通柱・管柱・ 間柱)				
	桁・梁・筋かい				
	小屋束・棟木・母 屋・垂木・板類				
	計	(B)		(A)	(C)
	そ の 他				
	合 計				

(注1) 体積は、m³単位とし、算出された数値に少数第4位に満たない端数があるときは、少数第5位を四捨五入する。

(注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に少数第1位に満たない端数があるときは、少数第2位を四捨五入する。

作成者

印

様式第4号（第9条関係）

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付決定通知書

八農第 号
平成 年 月 日

様

八幡浜市長 大 城 一 郎

平成24年2月2日付けで申請のあった八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金の交付については、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり決定します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円也
- 2 補助事業の実施に関して、必要に応じて調査、指示又は報告をもとめることがある。

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

八幡浜市長

様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金を、下記とおり変更したいので、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業変更計画書（別紙1）
- 3 南予産材使用率変更計算書（別紙2）
- 4 南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金変更計算書

南予産材使用量	補助単価	補 助 金
(m ³)	(円/m ³)	(円)

（注1）補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

（注2）変更前のものを括弧書で上段に記載すること。

- 5 その他市長が必要と認める書類

（注）1 事業変更計画書は、要綱第8条の補助金交付申請書の事業計画書の様式に準じて作成し、変更前のものを括弧書で上段に記載すること。

2 南予産材使用率変更計算書は、要綱第8条の補助金交付申請書の南予産材使用率計算書の様式に準じて作成し、変更前のものを括弧書で上段に記載すること。

様式第6号（第11条関係）

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

八幡浜市長

様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業を中止（廃止）したいので、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第7号（第12条関係）

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業完了届

年 月 日

八幡浜市長

様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け第 号で、補助金交付決定の通知があった八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業について、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 事業実績書（別紙1）
- 2 南予産材使用率計算書（別紙2）
- 3 八幡浜市木造住宅建築促進事業補助金計算書

南予産材使用量	補助単価	補 助 金
(m ³)	(円/m ³)	(円)

（注）補助金は、千円単位とし、千円未満は切り捨てること。

- 4 南予産材住宅建築証明書（様式第8号）
- 5 南予産材納品証明書（様式第9号）
- 6 南予産材購入証明書（様式第10号）
- 7 建築契約書等の写し（別添）
- 8 住民票の写し（別添）
- 9 その他市長が必要と認める書類

南予産材木造住宅建築証明書

年 月 日

八幡浜市長

様

住 所

氏 名

印

下記住宅は、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第3条に該当する在来工法による南予産材木造住宅であることを証明します。

記

建 築 地	
建 築 主	
木 材 使 用 量 (A)	
南 予 産 材 使 用 量 (B)	
南 予 産 材 使 用 率 (B/A)	
建 築 又 は 購 入 契 約 日	
建 築 着 工 年 月 日	
建 築 完 了 年 月 日	

(注1) 体積は、 m^3 単位とし、算出された数値に少数第4位に満たない端数があるときは、少数第5位を四捨五入すること。

(注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に少数第1位に満たない端数があるときは、少数第2位を四捨五入すること。

南予産材納品証明書

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

様

所在地

製材業者名

代表者職氏名

印

電話番号（ ） -

下記のとおり八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第2条第1項に規定する南予産材を納品したことを証明します。

記

1 納品住宅

(1) 建築地

(2) 建築主

2 納品状況

主 要 部 材	部 材 名	南予産材 (m ³)	南予産材 以外(m ³)	合計(m ³)	南予産材 使用率(%)
	土台・大引・根太				/
	柱（通柱・管柱・ 間柱）				/
	桁・梁・筋かい				/
	小屋束・棟木 板類・母屋・垂木				/
	計				/
	そ の 他				/
	合 計				/

(注1) 体積は、m³単位とし、算出された数値に少数第4位に満たない端数があるときは、少数第5位を四捨五入すること。

(注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に少数第1位に満たない端数があるときは、少数第2位を四捨五入すること。

南予産材購入証明書

年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

様

所在地
原木市場名
代表者職氏名 印
電話番号（ ） -

下記のとおり八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第2条第1項に定める南予産材を購入したことを証明します。

記

1 市 日
年 月 日（第 回市）

2 購入内容

規 格		ス ギ		ヒ ノ キ		その他（ ）	
長 さ	径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積

（注1） 体積は、 m^3 単位とし、算出された数値に少数第3位に満たない端数があるときは、少数第4位を四捨五入すること。

（注2） その他については、（ ）内に具体的な樹種名を記入すること。

八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金について、八幡浜市南予産材利用木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 金 _____ 円也